

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一五
- 生活保護法により指定を受けた施術者の氏名及び住所を変更した旨届出があった件 一五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 一五
- 土地改良区の解散を認可した件 一五
- 道路の区域を変更する件三件 一五
- 道路の供用を開始する件四件 一五
- 肥料を登録した件 一五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一五
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 一五

告 示

福島県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月二十四日

名	福島県知事 内堀 雅雄
称	
所在地	
指定年月日	

つるが薬局 松長店	会津若松市一箕町松長二丁目一七―八	令和五年三月一日
ハレノヒ薬局	本宮市本宮字万世一三八一―一	同日
あがべご訪問看護ステーション	相馬郡飯館村飯樋字町三八七	同月七日

(社会福祉課)

福島県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の氏名及び住所を変更した旨届出があった。

令和五年三月二十四日

氏名	住所
変更前 濱田 和馬	変更前 石川郡石川町響取五三一―四一
変更後 須藤 和馬	変更後 石川郡玉川村大字小高字江平六三一―五

(社会福祉課)

福島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地	福島県知事 内堀 雅雄
フェスタパワ― 福島県郡山市日和田町字南古館二―番地の二ほか	

- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 上春 俊朗
（変更後）代表取締役 野木 正徳
変更した年月日
令和五年二月四日
届出年月日
令和五年三月十日
届出をした者
株式会社日和田ショッピングモール

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月二十四日から同年七月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 上春 俊朗
（変更後）株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 野木 正徳
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社ストライプインターナショナル
代表取締役 立花 隆央
岡山県岡山市北区幸町二番地八号
（変更後）株式会社ストライプインターナショナル
代表取締役 立花 隆央
東京都江東区大島二丁目二番一号
- 三 変更した年月日
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和五年二月四日
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

- 四 届出年月日
令和五年三月十日
- 五 届出をした者
株式会社日和田ショッピングモール
イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、喜久田土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和五年三月十五日認可した。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所等令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	郡山市富久山町福原字 西原二四番地先から 同 市富久山町北小泉 字山田一八番地先まで	変更前 変更後	二五・八〇 二二・一・五	一、九五六・五
	郡山市富久山町福原字 西原二四番地先から 同 市富久山町北小泉 字山田二〇一番地先ま で	変更後	二五・八〇 一六六・三	一、九五六・五

福島県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道夫沢 大野停車場 場線	双葉郡大熊町大字下野 上字鮎沢一〇〇番一 地 先から 同 郡同 町大字下野 上字大野四一五番一 地 先まで	変更前 A 五・六〇 二八・〇〇 B 九・〇〇 二八・〇〇 変更後 B 九・〇〇 二八・〇〇	三四〇・〇 九五六・〇	九五六・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道大野 停車場大 川原線	双葉郡大熊町大字下野 上字大野四一四番地先 から 同 郡同 町大字下野 上字原四番一地先まで	変更前 A 七・五〇 二四・〇〇 B 一〇・〇〇 四一・二二	一、四九一・〇 一、五九〇・〇	

(道路計画課)

変更後

B 一〇・〇〇
四一・二二

一、五九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字正地内三一 番一地从先から 同 市保原町上保原字正地内三番 一地从先まで	令和五年三月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	郡山市富久山町福原字古館七七番 一地从先から 同 市富久山町北小泉字山田二〇 一地从先まで	令和五年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道夫沢大野停車場線	双葉郡大熊町大字下野上字鮎沢一 二〇番一地先から 同 郡同 町大字下野上字大野四 一五番一地先まで	令和五年三月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大野停車場大川原線	双葉郡大熊町大字下野上字大野四 一四番地先から 同 郡同 町大字下野上字原四番 一地先まで	令和五年三月二十四日

(道路計画課)

公告

公告第六十号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
864	混合有機質肥料	混合有機質肥料BS	1.0	3.0	-	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	令和11年3月8日

(農業総合センター)

公告第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
矢吹原土地改良区

就任した役員
役別 氏名 住所
理事 木賊 正男 岩瀬郡鏡石町高久田五〇番地

(農村計画課)

公告第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、会津東部土地改良区取水口管理規程について、令和五年三月十六日次のとおり認可した。
令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

会津東部土地改良区
二 管理規程の概要

- 1 取水に関する事項
取水口管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月八日から九月二十日までのかんがい期間にあつては、取水口から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
取水口管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
取水口管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、取水口の操作に万全を期するものとする。
暴風雨、地震、その他の原因により、取水口に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をするとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。
- 4 その他施設の管理に関し必要な事項
取水口管理者は、取水口を操作した場合においては、当該取水口の管理に係る事項を記録しておかなければならない。

(農村計画課)